

このアンプリファイ規約は、上記の効力発生日に修正され、同日から適用される取引条件となる。Outbrain Japan株式会社はアンプリファイ規約を随時変更、修正、又は更新することができる。

アンプリファイ規約

アンプリファイ規約（以下「本規約」という）は、Outbrain Japan株式会社（以下「アウトブレイン」という）と、広告掲載申込書又はアウトブレインのダッシュボードを利用する事業主体（以下「顧客」という）との間で締結される。顧客は、本規約に準じてアウトブレインのサービスを利用し、本規約及び顧客の作成する広告掲載申込書又はアウトブレインダッシュボード（以下「ダッシュボード」という）を通じて入力された情報が両当事者間の全ての合意事項（以下「本契約」という）を構成するものとする。特別の定めがある場合を除き、(i)広告掲載申込書の条件又はダッシュボードを通じて入力された条件（以下「キャンペーン詳細」という）と(ii)本規約との間に齟齬がある場合には、キャンペーン詳細が優先する。

第1条 サービス

第1.1条

アウトブレインは、オンラインプロパティのネットワーク（以下「ネットワーク」という）と提携し、ウェブサイトへの誘導を行うリンクが付されたユーザーインターフェイスの表示を行う（以下「本サービス」という）。アウトブレインは、独自のアルゴリズムを用いて、本サービスによりネットワーク上で表示されるリンクを決定する。

第1.2条

アウトブレインは、本サービスを通じて、ネットワーク上に、顧客の選択するグラフィック、テキスト、映像又は音声コンテンツへのリンク（以下、リンク及び、リンクからアクセスできるコンテンツを総称して「本コンテンツ」という）を表示する。アウトブレインは、(i)顧客のキャンペーンの終了日、(ii)顧客の予算に達した時点、又は(iii)キャンペーンが無効になった時点のいずれか最も早い時点までの間、ネットワークにおける本コンテンツの配信を継続する。（但し、アウトブレインは配信停止された本コンテンツに関する追加の本動作分(第5.1条にて定義される)について請求する権利を留保する。これについては、[FAQ](#)を参照。）

第1.3条

アウトブレインは、(i)本コンテンツの配置、位置付け、提供のタイミング、(ii)本コンテンツ上のクリック又はインプレッション（特定オーディエンスセグメントのクリックも含む）、又は(iii)コンバージョンを保証しない。本料金（第5条にて定義される）が顧客の予算に達しない場合、顧客の救済措置は、(i)第2条の規定に従って適用されるキャンペーンの終了日の延期、(ii)予算を達成することを目的とした本コンテンツの置き換え又は追加、(iii)本コンテンツに対して発生した本料金の支払いのいずれかに限られるものとする。アウトブレインは、いかなる場合にも、本コンテンツへの誘導の失敗に関し責任を負わない。

第1.4条

アウトブレインは、キャンペーンに関するレポートを顧客に提供する。アウトブレインは、最終月次レポート（日次レポートと異なる場合がある）に基づいて、顧客が支払うべき料金の計算を行う。顧客は、アウトブレインと互換性のある自らのトラッカーを提出することができる。アウトブレインと互換性のあるトラッカーに基づく顧客の計測値とアウトブレインの計測値の間に10%以上の乖離がある場合には、両当事者は誠意を持って協力し、アウトブレインに支払われるべき正確な金額を決定する。乖離が10%に満たない場合には、アウトブレインの計算値を最終的な数値とする。

第2条 本コンテンツ

第2.1条

顧客は、アウトブレインに対し、本コンテンツをネットワークに掲載することを許可する権利を有し、自ら本コンテンツの妥当性と合法性を判断する責任を負う。また、顧客が選択する本コンテンツは、随時改定されるアウトブレインの[広告ガイドライン](#)に準拠し

なければならない。アウトブレインは、その単独の裁量により、本コンテンツを拒否又は削除することができる。顧客は、アウトブレインが本コンテンツに責任を負わないことを了承し、また、本コンテンツの作成者による修正又は読者からのコメント等により、本コンテンツがキャンペーン中に変更される場合があることを承諾する。顧客は、かかる変更の際、当該本コンテンツをキャンペーンから削除すること又は他の本コンテンツを選択することのいずれか又は両方をアウトブレインに指示しなければならない。本コンテンツの作成者又はパブリッシャー等が、本コンテンツに対して異議を唱えた場合、顧客は、アウトブレインが、[Terms of Use](#)の第2条に則り、その単独の裁量により、当該本コンテンツを本サービスから削除することを了承する。

第2.2条

顧客は、(i) 本コンテンツが顧客若しくは顧客の指示を受けた第三者により作成され、又は顧客が本コンテンツの作成費を負担している場合に、その旨が本コンテンツ上又はその横に明記されていること、(ii) 作成者が顧客又は顧客の代理人のいずれであるかを問わず、顧客が本コンテンツの見出しのすべての文言を使用する権利を有し又はその旨の承諾を得ていること、(iii) 本コンテンツの見出しが本コンテンツのトーン及び主題を正確に反映していること、並びに(iv) アウトブレインとのキャンペーンにおいて、すべてのイメージ、画像、及び映像を使用する権利を有することを表明し保証する。

第2.3条

顧客は、直接又は間接を問わず、(i) わいせつ、誹謗、中傷、名誉棄損、ポルノ、暴力的、冒涇的、社会通念上好ましくない若しくは非合法的な内容のコンテンツ、(ii) 事実に関して不正確で誤解を招く若しくは欺瞞的なコンテンツ、又は、(iii) ねずみ講、賭博、違法薬物の販売ないし使用、特定の個人ないし集団に対する差別または嫌がらせ等、違法行為をあり又は触発する本コンテンツを提供しないものとする。また、顧客の本コンテンツは、(a) 本サービスへの入稿時と異なるリンク先にリダイレクトしてはならず、(b) 本サービスへの入稿時の本コンテンツから記載内容を変更してはならない。

第2.4条

両当事者は、本コンテンツのアンチマルウェアによるスキャン処理のシステムを導入するものとする。通知があった場合、両当事者は直ちにネットワークから不審な本コンテンツの削除を行わなくてはならない。

第3条 期間と解除

当事者は、キャンペーン詳細に、個別のキャンペーンの開始日と終了日を定めるものとする。かかる定めにかかわらず、(i) 顧客は、アウトブレインに対し、2営業日前までに書面をもって通知し又は12時間前までにダッシュボードを通じて通知することにより、理由を問わず本契約又は個別のキャンペーンを中断又は終了させることができ、(ii) アウトブレインは、顧客に対し、2日前までに書面をもって通知することにより、理由を問わず、本契約あるいは個別のキャンペーンを中断または終了させることができる。当該予告期間中、通知前に契約されたキャンペーンは、キャンペーン詳細に従って継続されるものとし、顧客は、アウトブレインに対し、予告期間中に発生した全ての本料金について支払う義務を負う。また、顧客が本契約の定め違反していると合理的に判断した場合、アウトブレインは、その裁量により、顧客による本サービスの利用の全部又は一部を停止、もしくは終了する権利を留保する。

第4条 キャンペーン詳細

顧客は、アウトブレインのダッシュボードを通じ、オンラインレポートにアクセスし、キャンペーンを管理することができる。なお、アウトブレインは、ダッシュボードに登録された顧客の特定の個人情報を取扱うことができる。アウトブレインは、顧客の質問及び要請に対応するために、当該個人情報を収集、処理することができ、顧客に特定の本サービスについてのアクセスを提供し、顧客の身元を承認し、また、本サービスの使用について顧客と連絡を取ることができる。顧客は、自らログインし、ダッシュボードから、要求又は承認したすべての変更（直接的、又は間接的にアウトブレインのAPIを介して行った変更を含む）について単独で責任を負う。顧客は、そのダッシュボードへのログイン及びパスワードの保護について単独で責任を負う。顧客は、ダッシュボードを用いてキャンペーン詳細を変更することによりキャンペーンを管理し、及び/又は、アウトブレインの定める通り、アウトブレインのアカウントマネージャーと相互に協力し合うオプションを有する。

第5条 料金及び支払い条件

第5.1条

「**本料金**」は、以下のいずれかの支払い方法により販売される成果物に基づいて決定される。(i)クリック単価(以下「CPC」という)、(ii)コスト・パー・ミル・インプレッション(以下「CPM」という)、(iii)視聴完了単価(以下「CPCv」といい、動画広告/コンテンツの50%以上が最初から最後まで継続的に再生されたとき、1つの視聴完了単価とカウントされるものとする)、(iv)コスト・パー・ミル・ビューワブルインプレッション(以下「vCPM」といい、動画広告面積の50%以上の領域が2秒以上表示されたとき、1つのビューワブルインプレッションとカウントされるものとする。)、又は(v)その他、当事者間で随時合意した望ましい動作(以下、それぞれを「**本動作**」という)。顧客は、アウトブレインのトラッキングシステムで測定し、ネットワークを通じて提供された顧客の本コンテンツの本料金を、アウトブレインに対し支払うものとする。アウトブレインは、適用される国若しくは地域の消費税、事業税又は付加価値税を請求し、又は、法律上アウトブレインが請求しなければならないものとされている当該国固有の費用を請求することができる。CPCがキャンペーンの指標として使用される場合、当該CPCは、アウトブレインが指定する最低CPC(市場の状況により随時異なる)であって当該時点において有効な数値未満であってはならない。顧客がアウトブレインの自動入札機能を使用する場合、顧客は、アウトブレインに対し、顧客のキャンペーン目標達成のサポートのために、アウトブレインがその裁量により顧客のCPCを設定及び修正することができる権利を付与する。顧客は、キャンペーンのために利用した第三者の広告に関して発生するすべての費用を負担する。疑義を避けるために記載するが、アウトブレインは、顧客のキャンペーンに関し、顧客が第三者に対し支払った費用(サードパーティトラッカーの利用料を含むがこれに限られない)を負担する義務を負わない。顧客は、ダッシュボード又は広告掲載申込書の締結済修正案により、予算を増額もしくは減額することができる。

第5.2条

顧客が広告掲載申込書に署名した場合、広告掲載申込書に別途取決めがなされている場合を除き、通常、翌月末日までに、アウトブレインから顧客に対し料金の請求が行われる。顧客は当該掲載月の末日から60日以内にすべての請求金額を支払うものとする。料金請求に関して、誠実な異議のない場合、顧客は全額を支払わなければならない。顧客がダッシュボードからキャンペーン詳細を設定、もしくは広告掲載申込書に署名し、及び料金請求のためにクレジットカードを使用する場合には、アウトブレインは、その単独裁量権により設定する間隔を空けて、顧客のクレジットカードに(その他手数料等を含む)アウトブレイン費用を請求する。但し、通常請求、クレジットカード請求又は前払請求(該当する場合)の決定権は、アウトブレインのみにあるものとする。アウトブレインは、払戻請求を含め、すべての請求に関する照会を個別具体的に検討し、その単独の裁量により請求を承認又は拒否する権利を留保する。アウトブレインは、その単独の裁量で、顧客がアウトブレインとの関係でクレジットヒストリーを確立するまでの間、顧客の本コンテンツの配信前にキャンペーン予算を前払いするよう、顧客に要求することができる。

第5.3条

顧客は、請求書に対し異議のある場合、請求書受領日から30日以内にアウトブレインに書面又は電子メールにて通知するものとし、当該通知がない場合、顧客はその内容を異議なく承諾したものとみなされる。顧客の通知メールは、異議のある金額及びその異議を裏付ける情報を含むものとする。顧客は、異議のない請求額に対し、支払いを保留してはならず、請求額のうち、誠実に異議のない額については、第5.2条の定める通りに全額を支払うものとする。

第5.4条

第5.3条に従った異議が申し立てられることなく、支払期日までに支払いがなされなかった場合には、アウトブレインは、支払期日から当該支払いがなされる日まで年6%の割合の遅延損害金を請求することができる。また、アウトブレインは、顧客が支払義務を負うすべての金額を支払うまでの間、顧客による本サービスの利用の全部又は一部を停止、もしくは終了することができる。アウトブレインは、回収会社への費用、合理的な弁護士費用、裁判費用を含む全ての回収費用を顧客に請求する権利を留保する。必要に応じて、顧客は、アウトブレインが顧客の信用情報を調査することを許可する。場合によっては、顧客は、アウトブレインが信用拡大の条件として随時要求することのある財務情報及び書類を提供することに同意する。顧客は、信用の確認、アウトブレインへの支払いの履行、アウトブレインへの負債の回収又は顧客の口座への支払いのみを目的として、アウトブレインが、その代理として処理する会社に対し、顧客がアウトブレインに提供する口座情報、及びクレジットカード又は関連する請求及び支払い情報の共有を承諾し、同意する。アウトブレインは、いつでもその単独の裁量により、信用の拡大、修正、又は取り消しをすることができる。また、アウトブレインは、顧客の信用限度額を超える債務、及び、本契約に定められた支払期限を途過した債務について、即時の支払いを要求する権利を留保する。

第5.5条

当事者は、アウトブレインに対して支払われたすべての債務について、アウトブレインに確定的に帰属し、いかなる場合において

も、返還の対象とはならないことを確認する。アウトブレインは、アウトブレインの顧客に対する債務があるときは、当該債務とアウトブレインの顧客に対する債権とを、その債権債務の弁済期のいかんにかかわらず、対当額にて相殺することができる。当該相殺によりアウトブレインの顧客に対する債権全額を消滅させることができないときは、アウトブレインは、自己の裁量により、その弁済の充当の順序・方法を定めることができ、顧客は何らの異議を述べない。

第6条 追加機能及び取引条件

第6.1条

アウトブレインは、本サービスにかかる追加機能を随時顧客に提案する。当該追加機能の使用は、（オンラインでのクリックによる同意もしくはダッシュボード等を通じた）顧客の特定の追加取引条件に合意によるものとする（以下「追加取引条件」という）。当該機能は、アウトブレインの裁量により顧客に提供され、第5.1条に明記されている料金に加えて、追加の料金が含まれる場合がある。顧客の追加取引条件の受諾により、アウトブレイン及び顧客間で拘束力のある、法的強制力のある合意の成立とする。本規約、追加取引条件及びキャンペーン詳細に齟齬のある場合には、(i) 追加取引条件、(ii) キャンペーン詳細、(iii) 本規約を優先順位とする。アウトブレインのキャンペーンを目的として（アウトブレインダッシュボード等を通じ）LiveRampサービスを利用する顧客は、[LiveRamp取引条件](#)を遵守するものとする。

第6.2条

以下第8条の顧客の遵守を条件として、顧客のキャンペーンのより強化されたターゲティング機能及び／又はセグメント作成に関連したアナリティクスを提供するために、顧客は、(i) 顧客のウェブサイト又はアプリケーションページ上のアウトブレインのピクセル（以下「アウトブレインピクセル」という）及び／又は、(ii) 第三者のピクセル又はタグ（以下「第三者ピクセル」という）を設置することができる（以下、アウトブレインピクセル及び第三者ピクセルを合わせて「ピクセル」という）。顧客は、(a) ピクセルの使用が個人情報保護法に準拠していること、及び(b) ピクセルの使用についてユーザーへの確かな通知をすることを表明し、保証する。当該通知として、(x) アウトブレインを含む第三者がクッキー又は同様のテクノロジーを使用し、顧客のウェブサイトから情報を収集又は受信し、測定サービス及びターゲット広告等を提供するために当該情報を使用すること、(y) ターゲットを絞るための情報収集から、ユーザーがどのようにオプトアウトするか、(z) 未成年者を標的とする、又は、その他慎重に扱うべき種類のデータが含まれるウェブサイト又はアプリケーションページ上ピクセルを使用しないことを含むものとする。エンドユーザーが顧客のウェブサイト（又は広告主のアプリケーション内の設定等のメカニズム）を介したターゲティング広告をオプトアウトした場合、顧客は、アウトブレインピクセルをローディングしないことに全ての責任を負うものとする。顧客は、当該第6.2条の規定を遵守しなければ、ピクセルを使用してはならない。アウトブレインは、顧客のランディング・ページの機能を妨げず、同じ目的を果たすことを条件に、その合理的な裁量により、いつでもアウトブレインピクセルの機能を更新、変更又は代替することができる。

第6.3条

キャンペーンのターゲティングをより強化するために、第三者セグメントを利用する場合（以下「第三者ターゲティング」という）は、顧客は該当する税金等を含む、第三者ターゲティングの使用料（以下「第三者データコスト」という）を支払う。各キャンペーンに関する顧客の請求書は、本料金、及び、（該当する場合）第三者ターゲティングの使用にかかる第三者データコストを含むものでなくてはならない。顧客は、アウトブレインのリポーティング指標に基づいて、第三者データコストが計上されることを承諾する。第三者ターゲティングを利用する場合、顧客は、(i) 本件についての確かな通知又は（該当する場合）プライバシーポリシーを通してユーザーに開示しなければならない、(ii) 第三者ターゲティングの利用が常にデータ保護法に準拠しなければならない、データ処理のため適切な法的根拠の要件を満たしていることを表明・保証するものとする。顧客は、いかなる場合であっても、(i) 差別的目的のために、(ii) 16歳未満の未成年を対象に、(iii) 個人データの特種カテゴリーに基づき、(iv) 主張されたまたは確認された刑事上の有罪判決又は犯罪に関する個人データに基づき、又は(v) その他キャンペーンが実施される国における適用法に違反して、第三者ターゲティングを使用してはならない。

第7条 守秘義務

第7.1条

各当事者は、本契約に関連して一方の当事者から他方の当事者に開示された機密情報（以下に定義する）に関して、機密情報の開示

を受けた側の当事者は、当該機密情報を第三者に漏洩せず、また本契約に基づくその権利と義務に関連する目的以外に使用しないことに合意する。「機密情報」とは、当事者又はその子会社ないし系列会社に関する情報で、一般に知られておらず、秘密又は所有権ありとの記載があり、あらゆる状況で機密又は所有権のあるものとして扱われるすべての情報を意味し、本契約の規定も機密情報に含まれる。但し、以下の(i)～(iv)のいずれかに該当する情報は、機密情報に含まれない。(i) 開示の時点ですでに公知であった情報又は開示後に被開示者以外の情報源から公知となった情報。(ii) 開示の時点で被開示者が合法的に所持していた情報。(iii) 機密情報を参照することなく被開示者が独自で開発した情報。(iv) 開示された情報に関する守秘義務を負わない第三者から開示後に取得した情報。

第7.2条

機密情報は厳重に秘密として保持し、あらゆる合理的かつ必要な措置により保護されるものとする。被開示者は、機密情報を知る必要がありかつ本契約書に記載の守秘義務と同等以上の守秘義務を負う自らの従業員、代理人、もしくは代理店以外の者に、機密情報を開示しないものとする。各当事者は、本契約に従って他方の当事者により提供される機密情報のいかなる部分も、本契約に基づき明確に規定されている目的以外に使用してはならない。但し、各当事者は裁判所の命令、法律または政府機関の要請に従うために必要な機密情報は開示することができる。アウトブレインは、顧客の親会社又は顧客の子会社との間で、顧客の機密情報を共有することができる。

第7.3条

顧客が本コンテンツの提供者（以下「コンテンツプロバイダー」という）の代理人もしくは代理店である場合、顧客は、アウトブレインが当該コンテンツプロバイダー（又は、その他コンテンツプロバイダーの指定する第三者）にキャンペーン詳細の閲覧及び使用权を付与することを承諾する。

第8条 追加表明及び保証 / 免責事項

第8.1条

各当事者は他方の当事者に対し、次のことを表明し保証する。(i) 自らが本契約を締結し、本契約に基づく権利とライセンスを付与するために必要なすべての権利と権限を有すること、(ii) 適用法令も遵守すること、(iii) 本契約（キャンペーン詳細を含む）の締結と受け入れ、及び本契約に基づく自らの債務と義務の履行が自らが締結している別の契約と抵触しないこと。なお、「適用法令」とは、当事者の義務に対し適用される全ての連邦、国、州、又は外国の法令、又は業界の自主規制、又は自主ガイドライン等（Interactive Advertising Bureau（IAB）のガイドライン、スタンダード&ベストプラクティス、NAI行動規範、DAAオンライン行動広告に関する自主規制原則を含む）を意味し、顧客またはアウトブレインに適用される。個人情報のプライバシーに関する適用法令を「個人情報保護法」という。

第8.2条

顧客はさらに次のことを表明し、保証する。(i) 本コンテンツが、適用法令に違反せず、有害、暴言、わいせつ、脅迫的あるいは名誉棄損と捉えられる可能性のある内容を含まないこと。(ii) アウトブレインがコンテンツを使用し、そのホストとなり、キャッシュ、ルーティング、保存、コピー、変更、配信、再フォーマット、複製、公開、表示、転送するために必要なすべての権利を本契約に基づいてアウトブレインに許可するための権利を有していること。(iii) 本契約に基づく本コンテンツの利用が第三者の知的財産権を侵害しないこと。(iv) 16歳未満の子供向けの本コンテンツを提供しないこと。(v) 意図していない利益を得るために本サービスを利用しないこと、または本サービスの整合性及び／又は総合的性能を阻害しないこと。(vi) ダッシュボードを使用する場合、顧客が、アウトブレインが単独で定義するダッシュボードの使用に関するルールを守ること（個別のネットワークソースをホワイトリストするための入札を使用する等を含む）。(vii) 顧客が日本法又は契約の履行に適用されるその他法令に従って課される制裁又は輸出規制の対象となる者に所有され又は支配されていないこと。(viii) アウトブレインに経済制裁その他の貿易管理上の制限又は罰則が課される可能性のある行為を行わないこと。(ix) アウトブレインに提供されたすべての事業情報及び支払情報が真実、正確かつ的確であること。

第8.3条

顧客が代理人、もしくは代理店（その他、コンテンツプロバイダーの名で取引を行う第三者）である場合には、顧客は次のことを表明し、保証する。(i) 顧客は、正式に権限を付与されたコンテンツプロバイダーの代理人、もしくは代理店であること。(ii) 顧客は、本契約を締結し、及び、コンテンツプロバイダーに関する全ての意思決定をし、実行する法的権限を有すること。(iii) 上記(i)及び(ii)に従って、コンテンツプロバイダーに代理する権限を付与することを、書面による契約にて締結していること（及び、アウトブレイン

の要請により、当該契約書をアウトブレインに提出すること)。顧客は、ダッシュボードを通じて専らフランスを主なターゲットとする広告コンテンツを提供するフランス企業又は外国企業を代理しないことに同意する。顧客が、主にフランスをターゲットとするフランスのコンテンツプロバイダーを代理している場合、Outbrainサービスの購入方法については、info@outbrain.comに照会するものとする。

第8.4条

本契約に明記されているものを除き、アウトブレインは商品性、権原、非侵害、特定目的への適合性についての保証あるいは取引の過程、使用あるいは取引慣行に起因する保証を含め、そのサービス、顧客の代理として実施するキャンペーンの履行ないし成功について明示・黙示を問わずいかなる表明も保証を行わない。アウトブレインのサービスが途切れることなく続き、安全であり、又はエラー等が発生しないという表明や保証も行わない。

第9条 データ保護

第9.1条

両当事者は、本サービスを通じて（又はアウトブレインピクセルの使用により）利用された、又は収集されたすべてもしくは一部のデータが個人情報であるものと了承する。

第9.2条

適用される全ての法律、規則、規制（個人情報保護法を含む）を遵守した上で、各当事者は、各々がデータ保護法に規定されている関連通知の条項を掲載、及び、関連の許諾等の責任を負うものとする。両当事者は、必要性のある限り、(i) エンドユーザーからの要請に協力し、(ii) いかなる個人情報の偶発的又は違法な破壊及び紛失、修正、無断の開示、又は個人情報のアクセスを阻止するために、適切な技術的・組織的措置を実施するものとする。各当事者は、ウェブサイト上に簡単にアクセス、又は発見できる箇所に、(i) 本サービスにおいて実施されるクッキー（リダイレクトに基づくものかどうかに関わらず）の使用を開示し、また(ii)各当事者のセキュリティ管理及び国際移転に関する情報を含むプライバシーポリシーを、各々が継続的に表示するものとする。

第9.3条

[個人情報取扱規約](#)の条項は、本契約に組み込まれ、その一部をなすものとする。

第10条 補償

第10.1条

本契約に基づく各当事者の表明保証に対する違反より生ずる第三者の請求から、他方の当事者、その代理人、もしくは代理店、関連会社、子会社、取締役、役員、従業員、その他契約関係に該当する場合はネットワークパートナーを保護及び補償し、損失を与えてはならない。

第10.2条

当該請求に関連して、(i) 被補償当事者は、補償当事者に対し、迅速に書面にて請求があった旨を通知する（但し、迅速な通知が為されなかった場合にも、補償当事者が本契約の補償義務を免れることはなく、迅速な通知が為されなかったことにより補償当事者が被った損害についてはこの限りでない）。(ii) 補償当事者は単独で請求に対する弁護を行い、又は和解をすることができる（但し、補償当事者は、被補償当事者の書面による事前の同意がない限り、被補償当事者の権利又は義務に悪影響を及ぼす可能性がある和解を行うことはできない）。(iii) 補償当事者が要求し、その費用を負担するときには、被補償当事者は当該請求に関する調査検討及びこれに対する弁護に協力する。(iv) 被補償当事者は自らの費用負担により自ら選択する弁護士を使って、自らの権利を弁護する権利を有する。

第11条 責任制限

本契約で規定されている当事者の補償義務、故意の違法行為又は本契約の守秘義務違反又は費用の未払に起因する請求に関する場合を除き、不法行為又は契約等の形態にかかわらず、本契約あるいはその履行に起因し、又は、何らかの形でこれに関連して生じるあらゆる訴訟に関する各当事者とその取締役、役員、従業員、納入業者、ネットワークパートナー、代理人、もしくは代理店の賠償責任総額の上限は、(i) 当該行為が行われた直近12ヶ月間に本契約に基づいて顧客が支払うべき料金の額と(ii) 500万円のうち、いずれか大きい額を上限とする。各当事者は、たとえ損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、結果損害賠償、特別損害賠償、懲罰的損害賠償、付随的損害賠償や、本契約又はその履行に起因しないし関連して生じるデータの消失、逸失収益、逸失利益などその他いかなる損害についても責任を負わない。

第12条 雑則

第12.1条

いずれの当事者も、法律の効果あるいはそれ以外の方法により、他方の当事者の書面による事前の同意なく第三者に対し本契約の全部又は一部を譲渡することはできない。但し、譲受人が本契約を履行するに十分な能力を有し、本契約の履行義務を引き受ける場合には、一方の当事者は、他方の当事者の同意を要することなく、合併、再生、資産の全部ないしその大半の譲渡を行い、本契約に基づく自らの権利の全部又は一部を譲渡し、義務の全部又は一部を承継させることができる。

第12.2条

本契約は、日本法に準拠し、それに従って解釈されるものとする。当事者は、本契約に起因又は関連して生じるあらゆる紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。当該訴訟において勝訴をした当事者は、敗訴当事者に対し、本契約に基づき、合理的な範囲内の弁護士費用及び訴訟費用の支払いを請求することができる。上記に加え、顧客が第5条の義務に違反した場合、アウトブレインは、その選択により、顧客の本店所在地を管轄する裁判所に当該義務違反にかかる顧客に対する訴えを提起することができる。

第12.3条

いかなる新聞発表又は一般広告も、顧客とアウトブレインの相互の合意なく行わないものとする。アウトブレインは、自らの顧客リスト及びその他マーケティング資料に顧客の名称を記載する権利を有する。顧客は、アウトブレインの事前の承認を得ずにアウトブレインの名称、ロゴまたは商標を使用することはできない。

第12.4条

本契約に基づくすべての通知は書面にて行うものとし、電子メールにより、広告掲載申込書に記載の相手方当事者の住所又は相手方が随時文書で指定するその他の住所に送付する。通知は受理された時点をもって有効となる。

第12.5条

一方の当事者が本契約に基づく自らの権利の1つを行使しなかった場合においても、当該権利を放棄したものとはみなされない。本契約の1つまたは複数の条項が準拠法に基づいて強制不能であると解釈される場合には、当該条項は本契約から除外され、合意の残りの条項は効力を失わない。

第12.6条

いずれの当事者も、合理的に制御できない事由により本契約に記載された自らの義務の履行遅滞、又は履行不能に賠償責任を負わない。また、いずれの当事者も、インターネットの接続や操作不能、技術的不具合、コンピュータのエラー、データ損傷によるデータの紛失その他の損害を受けた場合に賠償責任を負うことはない。ただし、顧客は、本契約に定める料金の支払いに関する義務について免責されることはない。

第12.7条

第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条及び異議の生じていない未払いに対する支払い義務は、本契約終了後も存続する。

第12.8条

顧客とアウトブレインは、相互に独立した契約当事者である。本契約に記載されたいかなる文言も、両当事者間での合併関係又は提

携関係の成立と見なされず、解釈されてはならない。

第12.9条

本契約は、当該契約内容に関する両当事者の完全なる合意を表し、両当事者の書面による事前の合意がない限り修正することはできない。発注書、広告掲載申込書、請求書、又はその他本契約に照らして顧客の提出する書類に含まれる取引条件の内容に関して、齟齬または相反する規定のある場合は、アウトブレインが当該書類を受諾または署名・押印したとしても、一切効力を持たない。

第13条 反社会的勢力の排除

第13.1条

各当事者は、以下に列挙する人物・事項に現在該当しないことを表明する。暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年が経過していない者、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに相当するもの。

第13.2条

当事者が虚偽の表明をした場合、相手方当事者は、他の権利及び救済手段に影響を与えることなく、本契約を終了することができる。